

成年後見制度の利用促進に向けた 議員立法の課題

現在、自民・公明両党が成年後見制度利用促進に向けた議員立法をとりまとめ、国会提出に向けて動いている。法案では、民法改正により後見人の権限拡大を図るほか、国として制度利用促進に向けた体制を整える。後見が開始した高齢者等の財産管理に際し、必ず金融機関とかわる後見人の権限がどのように変わるのか。潜在的な利用ニーズに比べ大幅に利用者が少ない状況から、利用促進が急務であることはもちろんだが、法案の提出を急がなければならぬ別の事情もある。

低い利用率に 与党が問題意識

成年後見制度は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な成人の生活・財産を守るために、その判断能力の程度に応じて家庭裁判所が後見人・保佐人・補助人を選任し、法律面・生活面で支援させる仕組み。

超高齢社会を迎え、成年後見制度の対象となる認知症高齢者が増加しつつあるが、制度の利用は進んでいない。昨年12月末時点での制度利用者はおよそ18万人。2012年時点で認知症

高齢者が400万人以上おり、そのほかに知的障がい者、精神障がい者などを合わせると、成年後見制度の潜在的な利用者は800万人を超え、25年には認知症患者だけで700万人を超える」と推計されている。

こうした利用状況の低迷を受け、自民・公明の与党が動いた。両党は成年後見制度見直しに関する議員立法をとりまとめ、国会提出の準備を進めている。法案は、自民党が素案を作成した「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」（自民党法案）と、公明党が素

案を作成した「成年後見制度の利用の促進に関する法律案」（公明党法案）の二つだ。当初、先の通常国会中の提出を目指していたがかなわなかった。公明党で成年後見制度促進プロジェクトチーム座長を務める大口善徳衆議院議員は「野党の理解も得て、できれば臨時国会中に与野党共同で提出したい」と語る。

自民・公明両党の 見直し案

自民党法案は、成年後見人の実務の現状に配慮して、その円滑化を図る内容となっている。まず民法改正により、後見人が破産管財人と同様に、被後見人のもとに届いた郵便物を受け取り、開封することを可能とする。こうした後見人の行為には法的根拠がなく、通信の秘密の観点からはばかられていたが、金融機関からの郵便物によって本人の預金口座を把握できることもあり、財産管理の観点から実務

上は求められていた。家庭裁判所が後見人請求を受けて、6カ月以内の期間を定めて、被後見人宛の郵便物を後見人に配達するよう郵便事業者に依頼することもできる。

また、被後見人の死後、相続人の意思に反することが明らかなきを除去、後見人が、①債権の時効の中断など相続財産の保存に必要な行為、②相続財産に属する債務の弁済、③火葬や埋葬に関する契約の締結ができるようになる。③に関しては、家庭裁判所の許可を得なければならぬ。被後見人が死亡すると後見人の代理権は消滅するが、被後見人に身寄りがない場合や親族がいても疎遠な場合などに遺体を放置するわけにもいかず、後見人が死後の対応も行わざるをえないケースがある。法案では、家庭裁判所の許可を得て後見人が火葬や埋葬の契約を締結することが可能となる。金融機関としては家庭裁判所の許可を確認したうえで、死後に凍結する口座を一時解除し、後見人に火葬や埋葬に必要な資金を払い戻すこととなると想定される。

新聞の盲点

もつとも、今回の法案では「火葬や埋葬の契約」に葬儀は含まれていないと考えられている。死後の葬儀費用などは事実上、各金融機関の現場の判断で限定的に払戻しを行っているという状況もある。

一方、公明党法案は、国や自治体に成年後見制度の利用促進に向けた基本方針を策定し、それを実行する責務を課す内容。「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」「身上保護の重視」という成年後見制度の理念ののちり、国は基本方針に基づき施策を実施するため、3年以内をメドに必要な法的措置を講ずる。また、総理大臣を会長とする「成年後見制度利用促進会議」、有識者で組織する「成年後見制度利用促進委員会」を設置し、「成年

後見制度利用促進委員会」を設置し、「成年

後見制度利用促進基本計画」を策定する。

基本方針に基づく制度見直しは、被後見人の権利制限の廃止、被後見人に対する医療行為について後見人への同意権付与などがポイントとなっている。選挙権・被選挙権については13年の公職選挙法改正で被後見人の権利制限が廃止されたが、いまだも成年後見の開始が企業の取締役や公務員などの欠格事由であり、権利制限はいまだに多く残っている。「権利の保護のための成年後見制度が本人の権利を制限する制度になってしまっている」（大口議員）状況を打破したい考えだ。

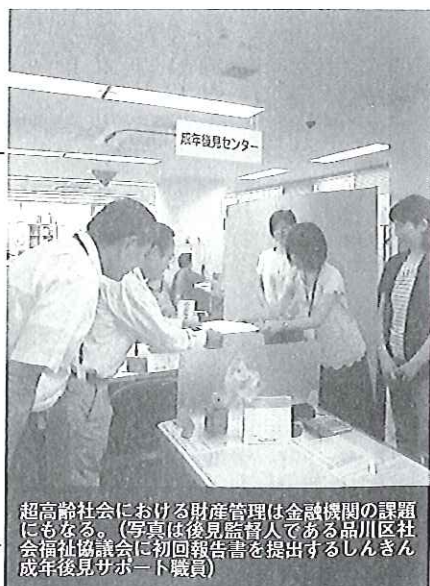
内閣府スリム化、 家裁の法制強化が課題

与党が早期の法律成立を急ぐことには理由がある。公明党法案では成年後見制度利用促進会議を内閣府に設置することになっているが、来年4月には今年9月4日に成立した「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律

案」（スリム化法）が施行される。

省庁横断的な重要政策課題が増加し、内閣官房や内閣府で扱う政策が多くなりすぎていることから、スリム化法では内閣府から各省へ事務移管や総合調整権限の付与を進めて、内閣官房や内閣府等の業務の効率化を図る。閣議決定でも、今後両組織への業務の追加について「その必要性を十分に勘案したうえで判断する」と明記され、スリム化法施行後は新たな組織を内閣府に設置するハードルが高くなるが予想される。

また、成年後見制度の実務を担うのは全国の家裁裁判所だが、家裁は現在でもマンパワーが不足しており、制度利用者が増えた場合、人員面・予算面で限界に達する。与党は「家裁の担当人員を多くすることなども検討していきたい」（大口議員）としているが、今後利用促進に向け実効的な見直しが不可欠とい



課題は、金融機関の口座を凍結する見直し案が、超高齢社会における財産管理に大きな影響を及ぼす可能性がある。議員が、成年後見人が

える。たとえば、法律が成立して、後見人が家裁の許可を受け、亡くなった被後見人の火葬・埋葬ができるようになったとしても、「業者に見積書の作成を依頼し、預金をいくら払い戻すかを家裁に報告することになると予想されるが、許可が下りるまでにどれくらいの時間を要するのか」（成年後見センター・リールガルサポート西川浩之専務理事）が懸念される。地域によっては家裁に裁判官が常駐しておらず、月に1、2回しか裁判官がこないような出張所もある。そうしたところでも迅速な対応が行われるためには、運用上の工夫が求められる。